

家庭的保育のあり方に関する調査研究 (3)

研究企画・情報部	小山 修
子ども家庭福祉研究部	庄司順一
嘱託研究員	尾木まり (子どもの領域研究所)
	齊藤多江子 (高崎健康福祉大学短期大学部)
	須永美紀 (國學院大學幼児教育専門学校)
客員研究員	網野武博 (東京家政大学)
前天理大学	上村康子
駒沢女子短期大学	福川須美
NPO法人家庭的保育全国連絡協議会	鈴木道子
埼玉県立大学	高辻千恵

要 約

保育者の居宅等で主として3歳未満の児童を対象に小規模に行われる家庭的保育に焦点をあて、家庭的保育のあり方を検討することを目的とする研究の3年目である。本年度研究では、家庭的保育者に必要とされる研修体系及びその実施体制について検討を加えた。また家庭的保育基礎研修のモデル研修の実施を通して、現役の家庭的保育者を含む受講者に基礎研修の内容や講義形式について評価を受け、新たに家庭的保育をスタートする家庭的保育者に義務づけられる基礎研修の内容を精査した。同時に、その評価から現役の家庭的保育者に必要な研修内容について検討した。

キーワード：家庭的保育、家庭的保育者、研修体系、基礎研修、現任研修

An Investigation of Japanese Family Day Care (3)

Osamu OYAMA, Junichi SYOUJI, Mari OGI, Taeko SAITO, Miki SUNAGA
Takehiro AMINO, Yasuko UEMURA, Sumi HUKUKAWA, Michiko SUZUKI, Chie TAKATUZHI

Abstract : The research examined the training system and the implementation system needed for those family day care workers.

The research method involved a model training targeted those family day care workers, and received the evaluation of contents, techniques, and forms etc. of training from the participants. As a result, a proposal of training system, a problem occurs during the training and tasks thought in on-the job training including the basic training were arranged.

Keywords : family day care, family day care worker, training system, basic training, on- the job training

I 研究の背景と目的

本研究は、保育者の居宅等で主として3歳未満の児童を対象に小規模で行われる家庭的保育に焦点をあて、家庭的保育のあり方を検討することを目的として実施する研究の3年目である。本研究の初年度¹⁾には全国の人口10万人以上の区市を対象として、家庭的保育の実施状況および今後の取り組みに関する質問紙調査を実施し、家庭的保育を実施する自治体における課題、未実施自治体については家庭的保育を導入するために必要な条件等の把握を行った。2年度²⁾には先行研究レビュー、実施自治体より収集した資料分析、自治体を対象とした研修に関する質問紙調査並びにヒアリング調査などの結果について研究班で討議を重ね、家庭的保育の現状および課題について総合的にまとめた。

その間、「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略会議(2007)において、「3歳未満児に対する家庭的保育を含めた多様で弾力的な保育サービスの拡充」が提言された。これを受け、法制度化の検討が進み、平成20年通常国会に改正法案が提出された。平成20年11月、改正児童福祉法の成立により平成22年度より児童福祉法上に位置づけられた保育事業の一環として、家庭的保育事業が実施されることとなった。

今後家庭的保育事業の普及を図っていく上での課題は、(1)法的位置づけの明確化、(2)実施基準の整備、(3)家庭的保育者への支援、(4)人材の養成・確保、(5)安定的財源の確保、(6)社会的PRの強化であることを本研究の昨年度報告で指摘している。とりわけ、家庭的保育者の居宅でそれぞれに行われる家庭的保育の質の向上および均質化を図る上で、人材の養成・確保の課題は家庭的保育者の研修体系をどのように構築するかということと密接に関係するものである。

そのため、本年度研究では家庭的保育の研修体系について実施体制や具体的な研修内容も含めて検討を加えることを目的とした。

II 研究の方法

(1) 家庭的保育の研修体系に関する討議

自治体の実施する研修の状況、研修資料の分析結果を踏まえ、望ましい研修体系、その実施の方法および研修内容について研究班で討議し、検討を加える。

(2) 家庭的保育基礎研修についてのモデル研修の実施

今後家庭的保育を始める保育者に義務づけられる基礎研修の内容を検討するために、モデル研修を実施する。なお、本モデル研修の実施に関しては、教材開発を目的とする財団法人こども未来財団の委託研究「家庭的保育者(保育ママ)の研修についての調査研究」³⁾との共催で実施した。

III 結果

1. 家庭的保育者への研修についての現状および課題

昨年度実施した家庭的保育を実施する自治体への研修に関する質問紙調査の結果では、家庭的保育を新たに始める保育者への研修を行っている自治体は約2割(19.8%)に過ぎず、また、現任研修については、実施する自治体は約4割、家庭的保育者だけを対象とする研修を実施する自治体は約2割(20.9%)に留まった。つまり、自治体による家庭的保育の研修は全体としては行われておらず、一般的にもその標準的な保育の形態や内容が知られているとは言えない家庭的保育の実施が家庭的保育者個人の力量や判断に委ねられていることが明らかとなった。さらに、研修ガイドラインがあれば活動するかどうか尋ねた結果では、約半数が「はい」、約4割は「わからない」と回答した。

このことより、家庭的保育の課題として従来より指摘される⁴⁾保育者の質のバラツキの要因の一つとして研修の実施体制が十分に整備されていない点が指摘できると同時に、研修の実施及びその必要性への自治体の関心の低さが示唆される結果となった。さらに、自治体担当者にとっても家庭的保育者に必要な研修内容が明確になっていないことも推察された。

2. 家庭的保育者の研修体系の提案

昨年度研究では、以下のように家庭的保育者の研修体系の提案を行った。

- 1) 基礎(就業前)研修
- 2) 初級研修(現任研修)
- 3) 中級研修(現任研修)
- 4) 上級研修(現任研修)

まずは、保育をスタートする前に複数の家庭的保育の現場での実習を含む基礎研修を集中的に受講し、保育開始後経験年数に応じて、徐々に研修内容を変えていき、一定の経験年数を超えたところで、後続の保育者に対する助言や指導を行う力を身につけるための研修へと、研修内容をステップアップさせる内容となっている。

なお、児童福祉法改正案では、家庭的保育者を保育士に限定せず、市町村長が「保育士と同等の知識及び経験を有するものとして市町村長が認める者」が含まれたことから、基礎研修の前に、保育士資格を保有しない候補者のための、認定研修を設けることが必要となった。

国庫補助事業では家庭的保育者の資格要件として、保育士及び看護師とされてきたが、看護師はその養成課程で保育あるいは乳児保育に関する履修を行っていないことから、保育士のみを基本の資格とし、それ以外の資格を保有する者については、履修していない科目について研修受講を義務づけることが必要であると考えられた。

3. 基礎研修の実施体制についての検討

新たに家庭的保育者として保育をスタートする前に義務づけられる基礎研修について検討を行った。

(1) 基礎研修実施の目的

家庭的保育は保育所における集団保育とは異なり、家庭的保育者の居宅で基本的には1人の保育者が責任を持ち、行う保育であり、保育開始後のOJTが期待できない。また、その保育の内容や運営体制については、統一的な基準がこれまで示されていないため、保育者個人が独自の方法でそれぞれに行なってきたものと考えられる。家庭的保育の質を担保するためには、家庭的保育を実施する上で最低限必要な内容を学ぶための研修を義務づけることが必要である。

特に、家庭的保育を開始して以降は、研修参加の機会を確保することが困難であることに加え、他の家庭的保育者の保育を見学する機会が極めて限定されることを考慮し、保育を開始する前の基礎研修を充実させる必要がある。

また、研修の機会を通じて、自治体担当者、講師（専門家）、家庭的保育者（すでに保育を始めている保育者及び研修受講中の保育者）、地域の保育関係者（連携保育所や社会資源）などと知り合う機会を作り、相談や連携が取りやすくすることも研修実施の目的の一つである。

(2) 基礎研修の対象

家庭的保育者として新たに保育をスタートするすべての保育者を対象とする。保育士資格を保有する者についても、また、保育所保育等の経験がある場合にも基礎研修の受講が必要である。また、保育士資格を保有しない者については、認定研修が修了し、保育士と同等の知識及び経験を有すると認められる者を対象とする。

(3) 実施体制

家庭的保育を実施する市町村が基礎研修を実施するものと想定した場合、現実的に市町村が研修を実施できるかどうかの問題となる。市町村単位で独自に研修に必要な講師陣を揃えることが可能か、また、家庭的保育者の候補者が少人数の時も独自に研修を実施することが可能となるか等の課題がある。

そのため、市町村は大学などの教育機関や関係団体に研修を委託することや、近隣の市町村で合同研修を実施することを検討する必要があると考えられる。

(4) 研修実施時期についての考え方

基礎研修は家庭的保育者として保育を行う者を対象とする研修であるので、家庭的保育者募集後に一定の審査を経て、保育者として適格と認められた者が、家庭的保育を実施する前に行う研修として計画されることが望ましい。

一方、家庭的保育に関心のある人が研修をまず受講した後に、自分がこの職業に向くのか、やれそうかを判断することができる仕組みとすることも考えられる。その場合、受講者は増える可能性がある。

(5) 研修期間についての考え方

家庭的保育者は保育を開始後には、研修のためにまとまった時間を割くことが困難であることから、開始前の研修に時間をかけることが望ましい。

しかし、研修期間の長さが研修を実施する市町村にとっても、研修を受講する保育者にとってもハードルが高いものになった場合に、家庭的保育の導入や家庭的保育者となることを断念する可能性がないわけではない。特に、家庭的保育者となることを目指す者にとって、研修期間無収入になることのリスクが大きいとの指摘もある。家庭的保育の普及・拡大を考える上ではその点も考慮する必要がある。

研修期間は求められる研修内容をカバーできる時間数を積み上げて考えることが基本ではあるが、上述のように研修の実施者及び受講者にとって取り組みやすい期間を想定すると、1週間（5日間）、2週間（10日間）という期間設定や、あるいは集中型研修だけではなく、分散型として、必要な科目を順次履修していく方法が考えられる。その場合は、研修修了までの有効期限を定めることや、就業開始時期と研修修了時期の関係についても検討することが必要となる。

(6) 研修形態

研修は、講習と実習で構成され、講習には講義、演習（事例検討、ロールプレイなどを含む）が含まれる。講義については、全国共通にできる内容と関係機関や事業などに関して自治体ごとに各地域の状況に応じた内容について行う必要があるものがある。

また、家庭的保育の現場における実習が重要となるが、家庭的保育を実施していない地域での実習は不可能であるため、近隣の実施自治体での実習受け入れを可能とする仕組みを構築することや、あるいはDVD等を通じて、さまざまな家庭的保育の姿や1日の流れについて学ぶことで補えるようにする必要がある。

さらには、講習で学んだことを実習で体験し、実習をしたことにより出てくる疑問などに対してフォローする仕組みが必要である。

(7) 研修ツールの開発の必要性

自治体が研修を行うに当たり、そのまま活用できる研修ツール（テキスト、DVDなど）を用意することにより、研修に取り組みやすくなると考えられる。

(8) その他の研修の方法

研修を実施しやすく、または、受講しやすくするため

の方法として以下の方法が検討された。

①家庭的保育者に必要な研修内容を事前に習得することができるように、保育士養成課程において、「家庭的保育」について学ぶ科目を設け、「家庭的保育」について履修証明により、基礎研修の一部が免除されるような形にする。

②放送大学の科目として位置づけ、通信教育で単位履修できるようにする。

③E-learningで履修できるようにする。

④専門里親研修のような全国的な集合研修も考えられるが、その際に宿泊や旅費が必要となる受講者に対して、その費用負担を担うのは本人なのか、自治体なのかの問題となる。

(9) 研修の評価

いずれの場合も、研修受講や実習の実施のみで修了とするのではなく、レポート提出や試験など研修受講の成果についての評価をすることが必要である。また、実習についても実習指導が必要となる。

4. モデル研修の実施

(1) モデル研修の目的

新たに家庭的保育を行う者が、保育士資格に基づく保育の基本的な知識や技術に加えて、家庭的保育の実践者として身につけることが必要な知識、技術のほか、地域の関係機関との連携など、より高度な理論と実践について学習し、制度の充実と推進を図るための研修内容を確立することを目的とした。

(2) 実施の状況

2008年8月30日、31日、9月20日、21日の4日間に計18科目の講義(演習を含む)と見学実習1日からなるモデル研修を実施した。対象は現役の家庭的保育者、保育所勤務経験者、その他家庭的保育に関心や関わりを持つ者を対象とした。参加条件としては、保育士資格を保有していること、及び、全日程に参加できることとし、それぞれの立場から、今後家庭的保育を始める保育者にとって必要な研修内容となっているかどうかの評価に協力を得ることとした。参加者は20名、うち現役の家庭的保育者が16名で、経験年数5年以上6名、10年以上7名と、経験年数の長い保育者の参加が多かった。

(3) 基礎研修科目への評価

18科目の講義及び見学実習への参加者からの評価を踏まえ、基礎研修科目を図1の通り整理し、その時間数については表1のとおりとすることとした。

なお、モデル研修実施状況及び基礎研修科目についての詳細は、「家庭的保育者(保育ママ)の研修についての調査研究」³⁾を参照されたい。

(4) 現任研修への課題

モデル研修の参加者の多くが現役の家庭的保育者であることから、モデル研修の講義への評価を通じて、現任研修でとりあげるべき研修内容や要望が浮かび上がってきた。研修への評価については、①受講者自身にとって参考となったか、②講義内容の満足度、③講義形式、④基礎研修としての必要性、⑤基礎研修としての難易度、⑥この講義に関連して学びたい内容、⑦(研修受講を終えての総合評価として)基礎研修としての必要性等について尋ねている。

ここでは、これらの評価の中から、現任研修に関連すると考えられるものをまとめることとする。

それぞれの講義科目については、④基礎研修としての必要性という点でおおむね高い評価が得られたが、研修受講を終えて改めて尋ねた総合評価では、基礎研修としての必要性よりも現任研修や基礎研修、現任研修両方に必要とするウェイトが高くなる科目が見られた(表2)。基礎研修として必要とする割合が高かったのは、家庭的保育の概要と見学実習オリエンテーションのみであり、モデル研修科目のいずれも現任研修でも必要であると認識されていることが明らかとなった。

なかでも、「気になる子ども」や「保育内容2(遊びのメニュー)」、「保育内容1(家庭的環境を活かした保育)」は基礎研修としてのウェイトよりも現任研修としてのウェイトが高く置かれた科目である。また、基礎研修及び現任研修両方にその必要性が高く認められたものは「小児保健」、「気になる子どもへの対応」、「家庭的保育者の心得(後に家庭的保育者の職業倫理と配慮事項に科目名変更)」などであり、次いで、「計画と評価」、「保護者への対応」などが続いた。

「保育内容1」及び「計画と評価」に関しては、デイリープログラムや指導計画を含む保育計画が講義内容に含まれたことから、講義で示した詳細なデイリープログラムや指導計画のとらえ方に対して、どこまで行わなければならないのか、今後は指導計画を立てることまで求められるのかという反応も大きかった。

その評価は大きく2つに分けられた。ひとつは、計画の必要性を認識した上で、より時間を多く取りながら、具体的に簡単な計画を立ててみるなどの演習を含める方が理解しやすいという意見や、本講義の計画と評価の概要があつてから、具体的な例として、保育内容1の講義内容を示す方がわかりやすいという意見である。

もう一つは、家庭的保育における計画立案に対して、やや否定的な意見であり、またその難易度に対する意見(初心者には理解できないのではないかと、保育所経験がない場合には非常に難しく感じる等)があげられた。

これらの結果から、保育の計画については、時間をかけ、現に保育を受けている子どもたちの発達の状況や構成を考慮した上で、実際に活用しうる計画立案を行うことが必要であることが示唆された。そのためには、人数

もある程度制限した上できめ細やかな助言もしながらの演習が必要となると考えられた。

次に、「家庭的保育者の心得」については、「倫理は頭で理解するだけではなく、繰り返し基本を学ぶことで自分の保育を見直し、正すことなので何回でも必要」という意見があげられ、継続的な研修の必要性が指摘された。また、倫理に関しては抽象的ではなく、具体的な事例を使って説明することの必要性や、保育士としてのチェックリストなどを用意することで、自己評価の視点が定まるのではないかと意見もあげられた。

「保護者への対応」、「子ども虐待」、「発達が気になる子ども」については、それぞれ異なる研修内容ではあるが、いずれも保護者の存在が関連する内容である。これらについても、基礎研修としての必要性と共に、現任研修でも取り上げ、家庭的保育者が継続的に学ぶ必要性が指摘された。

研修受講者の意見から共通して読み取れたことは、基礎研修で取り上げることも必要であるが、保育を経験することにより、より深く理解できるようになると考えられていること、また、具体的な対応の方法について学びたいという思いに加え、現に家庭的保育者が保護者への対応に悩んだり、発達が気になる子どもの課題に向き合っていたり、あるいは、子ども虐待が懸念されるケースなどに苦慮するといった自分自身の問題に対しての答えを求めていることが推察された。

このことから、家庭的保育者に適切な相談窓口がないことも示唆された。講義後にあげられた質問は講義内容への一般的な質問よりも、個別のケースに関する質問が多く見うけられた。

また、「小児保健」についても、基礎研修と現任研修の両方で必要という意見が約半数で多かった。

合計20数時間の基礎研修で行われる研修内容は限られている。モデル研修を通じて、一つの科目に内容を詰めすぎることが返って受講者の消化不良を起こさせることが示唆されており、基礎研修は必要最小限の内容とし、それをよく理解した上で保育に臨み、その実践を経てから、また研修を積む必要性も示唆された。

そのため、「小児保健」の他にも、「環境整備」を含む「安全の確保とリスクマネジメント」や「食事と栄養」、「乳幼児の発達と心理」といった内容については、現任研修を重ねることで、様々なテーマを取り上げる必要性が示唆された。

(5) モデル研修実施により明らかとなった研修への課題

モデル研修受講者の多くが「このような研修をもっと早い段階で受けたかった」という感想を述べた。本研究で行った調査でも明らかにしたように、多くの家庭的保育者は研修を受講することもなく、自分なりの家庭的保育をスタートさせて試行錯誤しながら、現在の形を築いたのであり、家庭的保育に特化した研修の必要性が改め

て確認された。

また、本モデル研修を通じて、成人への研修のあり方として、一方的に講義を聞くだけではなく、グループ討議などを通じて意見交換することの意義も明らかとなった。特に、1日の見学実習では1人の家庭的保育者の現場しか見学をすることができないが、見学実習で学んだこと、気付いたことなどについてグループ討議をすることにより、他の受講者が実習してきた現場を知ることにつながり、1人だけの経験で終わらせることなく、経験が共有できる利点があることも明らかとなった。

さらには、今回のモデル研修は首都圏の各所から集まった受講者により構成されたものであり、様々な意見や情報交換が行われたが、同じ自治体の保育者を対象に行う研修と、このように広域の保育者を対象に行う研修があることの意義も示唆された。

IV 考察

2010年度からの家庭的保育事業の実施を控え、2009年度は多くの自治体で基礎研修が実施されることが予測される。研修を実施する上で必要となる研修テキスト³⁾に基づき、研修が行われるものと考えられるが、研修を実施するにあたり、自治体担当者あるいは研修担当者の家庭的保育への理解や認識の共通化を図ることが重要であると考えられる。

国により策定される実施基準やガイドラインにより、ある一定程度の家庭的保育のあるべき姿が示されることになるが、それを共通に標準化させていくことが必要である。自治体が実施主体となって行う家庭的保育ではあるが、これからの家庭的保育に大きな地域差が生じないようにしなければならない。

そのためには、自治体はまずは現役の家庭的保育者の実態をよく知る必要がある。本研究における研修内容の構築も、多くの家庭的保育者の協力により行われている。そのことをせずに、家庭的保育に必要な研修内容を組み立てることは不可能である。

また、家庭的保育事業についての都道府県の指導監督責任は非常に大きいと考えられる。認定研修、基礎研修、現任研修共にそれらの研修が適切な体制で行われていることや、また、研修受講者の成果を評価する仕組みを確認することも必要になると考えられる。

このように家庭的保育を実施する市町村が研修を行い、また都道府県が指導監督責任を果たす過程では、各自治体が丁寧に手をかけ、家庭的保育に関与していくことが必要不可欠となる。それを行わなければ、家庭的保育の質は向上しないと考えられる。

家庭的保育の質の向上は何よりも保育を受ける子どもの最善の利益を守るために必要であり、それを行うことが市町村の責務であると考えられる。

文献：

- 1) 小山修・他. 「家庭的保育のあり方に関する調査研究(1)」, 日本子ども家庭総合研究所紀要第43集(平成18年度), 2007
- 2) 小山修・他. 「家庭的保育のあり方に関する調査研究(2)」, 日本子ども家庭総合研究所紀要第44集(平成19年度), 2008
- 3) 網野武博・他. 「家庭的保育者(保育ママ)の研修についての調査研究」, 平成20年度児童関連サービス調査研究等事業報告書, 財団法人こども未来財団, 2009
- 4) 尾木まり・他. 「在宅保育の効果に関する研究—利用の効果及び利用後の意識の変化—」, 平成17年度次度関連サービス調査研究等事業(財団法人こども未来財団), 2006

基礎研修の導入

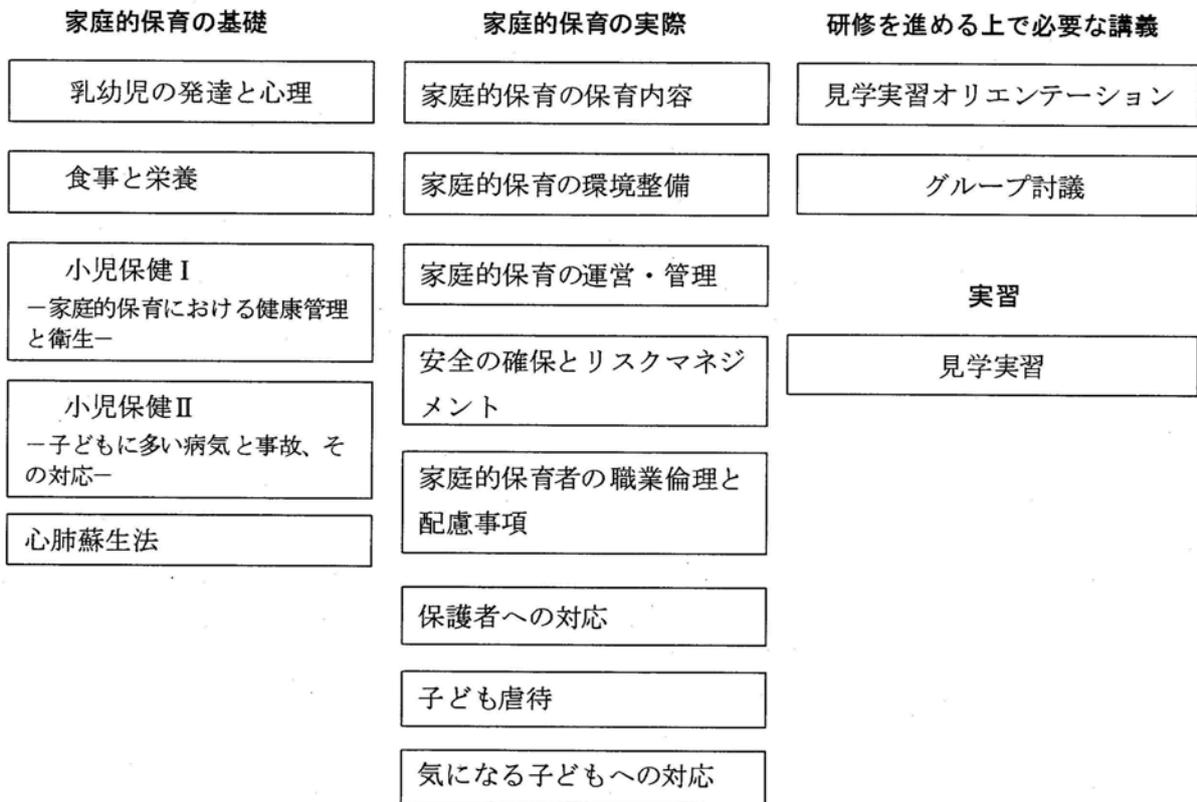
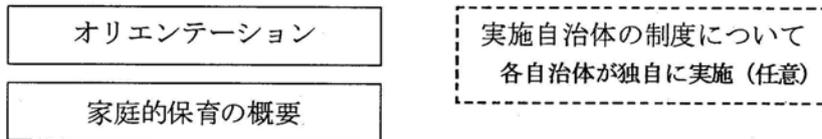


図1 家庭的保育基礎研修の体系

表1 家庭的保育基礎研修（時間数、研修技法）

	講義名	位置づけ	分数	スタイル
	オリエンテーション	導入		
1	家庭的保育の概要	導入	60	講義
2	乳幼児の発達と心理	家庭的保育の基礎	90	講義
3	食事と栄養	家庭的保育の基礎	60	講義
4	小児保健Ⅰ	家庭的保育の基礎	60	講義
5	小児保健Ⅱ	家庭的保育の基礎	60	講義
6	心肺蘇生法	家庭的保育の基礎	120～	実技
7	家庭的保育の保育内容	家庭的保育の実際	120	講義・演習
8	家庭的保育の環境整備	家庭的保育の実際	60	講義
9	家庭的保育の運営と管理	家庭的保育の実際	60	講義
10	安全の確保とリスクマネジメント	家庭的保育の実際	60	講義
11	家庭的保育者の職業倫理と配慮事項	家庭的保育の実際	90	講義・演習
12	保護者への対応	家庭的保育の実際	90	講義・演習
13	子ども虐待	家庭的保育の実際	60	講義
14	気になる子どもへの対応	家庭的保育の実際	90	講義
15	見学実習オリエンテーション	研修を進める上で必要な講義	30～60	演習
16	グループ討議	研修を進める上で必要な講義	90	演習
17	見学実習	実習	2日以上	実習
18	実施自治体の制度説明		60～90	講義
	最低所要時間数		21時間+2日	

表2 モデル研修科目のうち、現任研修が必要とされた講義科目及び領域

		基礎研修	現任研修	両方必要	不要	無回答	総数
<div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">運営・管理</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 安全環境 </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 発達 </div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 保護者対応 </div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">健康管理</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px;">栄養管理</div> </div>	家庭的保育の運営・管理	13	1	6	0	0	20
	家庭的保育者の心得	12	0	8	0	0	20
	家庭的保育の環境整備	14	1	4	0	1	20
	安全の確保とリスクマネジメント	13	1	5	1	0	20
	保育内容1	9	6	4	1	0	20
	計画と評価	10	3	7	0	0	20
	保育内容2(遊びのメニュー)	8	8	4	0	0	20
	乳幼児の心理と発達	13	0	6	1	0	20
	気になる子どもへの対応	5	7	8	0	0	20
	保護者への対応	11	1	7	0	1	20
	子ども虐待	11	3	6	0	0	20
	小児保健	11	0	9	0	0	20
	食事と栄養	13	1	5	1	0	20

現任研修の内容